

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年12月25日(金曜日)

号外第69号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
〇条例		神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	19
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	5	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・用地課)	20
神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例(県土整備・都市公園課)	21
事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・道路管理課)	22
神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例(統計センター)	6	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・河川課)	24
神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	7	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	25
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	7	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	27
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	7	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例(県土整備・砂防海岸課)	28
行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例(総務・財産経営課)	7	〇規則	
神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例(環境農政・水産課)	8	神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則(統計センター)	28
神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	10	神奈川県県有財産規則の一部を改正する規則(総務・財産経営課)	28
食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例(健康医療・生活衛生課)	11	〇企業管理規程	
		神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規程の一部を改正する規程(企業・総務室)	28

本号で公布された条例のあらまし

- 1 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**
 - (1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち1法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
 - (2) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。
 - (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 2 神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例**
 - (1) 神奈川県固定資産評価審議会の委員の任期を3年とすることとした。(第2条関係)
 - (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- 3 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**
 - (1) 大気汚染防止法の一部改正に伴い、市町村が処理する事務の範囲について所要の改正を行うこととした。(別表関係)
 - (2) 魚介類行商等に関する条例の廃止に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)
 - (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
 - (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(2)については、同年6月1日から施行することとした。
 - (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 4 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例**
 - (1) 県統計調査に係る調査票情報の提供について、次のとおり改正することとした。(第10条関係)

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年二五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、〇〇九円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一―二一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一―五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

ア 実施機関は、県統計調査に係る調査票情報を、独立行政法人又は地方独立行政法人等が統計の作成等を行う場合に提供することができることとした。

イ 実施機関は、県統計調査に係る調査票情報を、国の行政機関又は他の地方公共団体等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者に提供することができることとした。

ウ イにより調査票情報の提供を受けることができる者は、一定の要件のいずれにも該当しない者とする事とした。

エ 実施機関は、イにより県統計調査に係る調査票情報を提供したときは、提供を受けた者の氏名等を公表しなければならないこととするとともに、提供を受けた者に当該調査票情報を利用して作成した統計等を提出させ、当該統計等又はその概要等を公表することとした。

(2) 調査票情報の提供を受けた者による適正な管理について、次のとおり改正することとした。(第11条関係)

ア (1)ア又は(1)イにより調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととした。

イ アは、(1)ア又は(1)イにより調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用することとした。

(3) 調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等について、次のとおり改正することとした。(第12条関係)

ア (1)ア又は(1)イにより調査票情報の提供を受けた者等は、当該業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないこととした。

イ (1)ア又は(1)イにより調査票情報の提供を受けた者等は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないこととした。

(4) その他規定の整備を行うこととした。(第4条、第6条、第9条、第10条、第17条、第18条関係)

(5) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

5 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県中央児童相談所及び神奈川県厚木児童相談所の所管区域を改め、神奈川県大和綾瀬地域児童相談所を設置することとし、同所の名称、位置及び所管区域を定めることとした。(第9条関係)

(2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

6 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等を収入証紙により徴収することとした。(別表関係)

(2) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。

7 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

(1) 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等について新たに徴収することとした。(別表関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)

(3) この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

8 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

(1) 行政財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)

(2) 高座郡寒川町の区域を第一級地から第二級地に、三浦市及び南足柄市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)

(4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

(5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

9 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

(1) 漁港施設等の占用に係る占用料等の額を改定することとした。(別表第2、別表第3関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2、別表第3関係)

(3) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(1)及び(4)の一部については、同年1月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

10 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例

- (1) 食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、ふぐ包丁師等の定義について所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- (2) 認証施設においてふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合及びふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合については、ふぐ包丁師以外の者のふぐの取扱いの従事を禁止する規制対象から除外することとした。(第3条関係)
- (3) ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合については、認証施設以外の場所でのふぐの取扱いの従事を禁止する規制対象から除外することとした。(第11条関係)
- (4) 営業者又はふぐ包丁師は、認証書又は免許証を譲渡してはならないこととした。(第13条関係)
- (5) ふぐ加工製品の取扱い等に係る届出事項の変更届の制度を廃止することとした。(第16条関係)
- (6) この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。
- (7) 事務処理の特例に関する条例について、所要の改正を行うこととした。

11 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 令和3年6月1日施行関係
食品衛生法等の一部改正に伴い、次のとおり、所要の改正を行うこととした。
 - ア 公衆衛生に与える影響が著しい営業の施設基準を改めることとした。(第2条、別表第1～別表第3関係)
 - イ 営業の報告の制度の対象から乳搾取業等を除外することとした。(第3条関係)
 - ウ 給食施設等の報告の制度を廃止するとともに、規定の整備を行うこととした。(第5条関係)
 - エ 許可を受けなければならない営業の範囲等が変更されたことに伴い、関連する手数料について所要の改正を行うこととした。(第4条、別表第4関係)
 - オ その他規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
- (2) 令和4年6月1日施行関係
 - ア 食品販売業の営業の報告の制度を廃止することとした。
 - イ 飲食店営業のうち、臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合の施設基準を新たに定めるとともに、当該営業に係る飲食店営業許可申請手数料について新たに徴収することとした。(別表第1、別表第2、別表第4関係)
 - ウ その他規定の整備を行うこととした。(第1条関係)
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

12 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例

- (1) 食品衛生法等の一部改正に伴い、食品等の自主回収の報告及び食品等輸入事務所等の届出の制度を廃止するとともに、規定の整備を行うこととした。(第14条、第15条、第16条、第17条関係)
- (2) この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。
- (3) 事務処理の特例に関する条例について、所要の改正を行うこととした。
- (4) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

13 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 国土交通省所管の法定外公共用財産の使用に係る使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 高座郡寒川町の区域を第一級地から第二級地に、三浦市及び南足柄市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

14 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

- (1) 都市公園の占用許可による使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) 三浦市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

15 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 条例の題名を「神奈川県道路占用料等徴収条例」に改めることとした。(題名関係)
- (2) 道路の占用の許可等の申請を行うことができる者を入札により決定する場合における占用料の額について、下限の額を定めることとした。(第4条関係)
- (3) 通行者の利便に供するための施設等と自動車専用道路との連結に係る連結料の額の基準及び徴収方法を定めることとし

た。(第6条、第7条関係)

- (4) 道路の占有に係る占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (5) 高座郡寒川町の区域を第一級地から第二級地に、三浦市及び南足柄市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表関係)
- (6) 道路法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備することとした。(第2条関係)
- (7) その他規定の整備を行うこととした。(第1条～第3条、第5条、第8条、別表関係)
- (8) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(6)については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。
- (9) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

16 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 土地占用料及び廃川敷地使用料の額を改定することとした。(別表第2関係)
- (2) 高座郡寒川町の区域を第一級地から第二級地に、南足柄市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第2関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

17 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 真鶴港の港湾管理事務所の整備に伴い、利用の承認及び管理の基準等の規定を整備するとともに、当該施設の利用料の額を定め、利用料を徴収することとした。(第4条、第22条、別表第1関係)
- (2) 土地の専用利用料及び占用料の額を改定することとした。(別表第1、別表第2関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表第1、別表第2関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、(1)については、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

18 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 占用料の額を改定することとした。(別表関係)
- (2) 三浦市の区域を第二級地から第三級地に改めることとした。(別表関係)
- (3) その他規定の整備を行うこととした。(別表関係)
- (4) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

19 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 砂防設備占用料の額について、三浦市の区域に存する砂防設備にあっては、神奈川県流水占用料等徴収条例別表第2備考1に規定する第三級地(現行第二級地)に存するものとして計算することとした。(第17条関係)
- (2) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。



条 例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第89号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ゆいの項及びNPO法人かながわ311ネットワークの項を削り、同表に次のように加える。

NPO法人かながわ311ネットワーク	横浜市神奈川区大口仲町194番地9横浜妙蓮寺シティハウス107号	令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
--------------------	----------------------------------	------------------------

附 則

- この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表特定非営利活動法人ゆいの項又はNPO法人かながわ311ネットワークの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第90号

神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

神奈川県固定資産評価審議会条例(昭和37年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第91号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表13の項(6)中「第18条の31第1項」を「第18条の36第1項」に、「第18条の27」を「第18条の32」に改め、同項(7)及び(8)中「第18条の31第2項」を「第18条の36第2項」に改め、同項(25)中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に、「特定工事」を「届出対象特定工事」に改め、同項(26)中「第18条の15第2項」を「第18条の17第2項」に、「特定工事」を「届出対象特定工事」に改め、同項中(38)を(39)とし、(37)を(38)とし、(36)を(37)とし、同項(35)中「(34)まで」を「(35)まで」に、「工場」を「工場等」に改め、同項中(35)を(36)とし、同項(34)中「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」に改め、同項中(34)を(35)とし、同項(33)中「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に改め、同項中(33)を(34)とし、同項(32)中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同項中(32)を(33)とし、同項(31)中「第18条の25第1項」を「第18条の30第1項」に改め、同項中(31)を(32)とし、同項(30)中「第18条の24第1項」を「第18条の29第1項」に改め、同項中(30)を(31)とし、同項(29)中「第18条の23第1項」を「第18条の28第1項」に改め、同項中(29)を(30)とし、同項(28)中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同項中(28)を(29)とし、同項(27)中「第18条の16」を「第18条の18第2項」に改め、同項中(27)を(28)とし、(26)の次に次のように加える。

(27) 法第18条の18第1項の規定により、特定粉じん排出等作業について法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずること。

別表13の項中「左欄(16)から(19)まで及び左欄(35)のうち」を「左欄(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務((7)及び(8)に掲げる事務にあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。)並びに左欄(36)のうち(7)、(8)及び(16)に改め、「もの」の次に「((7)及び(8)に掲げる事務に関するものにあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。)」を加える。

別表100の項を次のように改める。

100 削除	
--------	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表100の項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和2年法律第39号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「旧法」という。)第18条の15第1項及び第2項に規定する届出並びに旧法第18条の16及び第18条の19に規定する命令に係る事務については、改正前の別表13の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。
- 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例(令和2年神奈川県条例第42号)附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例(昭和41年神奈川県条例第42号)第3条第1項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第11条並びに第12条の規定による事務並びにこれ

らの規定の施行に係る事務については、改正前の別表100の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年12月25日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第92号

神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例

神奈川県統計調査条例(平成20年神奈川県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「第10条」を「第10条第1項第1号」に改める。

第4条第2項中「者」を「個人又は法人その他の団体」に改め、同条第3項中「者が」を「個人が」に改める。

第6条第1項中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

第8条第1項中「、インターネット」を「インターネット」に改める。

第9条中「、実施機関」を「実施機関」に改め、同条第2号中「統計」を「県統計調査その他の統計」に改める。

第10条中「国の行政機関又は他の地方公共団体が、」を「次に掲げる者が」に、「統計を」を「統計調査(統計法第2条第5項に規定する統計調査をいう。)その他の統計を」に改め、「には」の次に「、これらの者からの求めに応じ」を加え、「、これら」を「これら」に改め、同条に次の各号及び5項を加える。

- (1) 国の行政機関又は他の地方公共団体
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

2 実施機関は、前項各号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として次に掲げるものを行う者からの求めに応じ、その行った県統計調査に係る調査票情報を当該者に提供することができる。

- (1) 実施機関が、前項各号に掲げる者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- (2) その実施に要する費用の全部又は一部を実施機関が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの
- (3) 実施機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等であって、調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの

3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者は、次の各号のい

れにも該当しない者とする。

- (1) この条例若しくは神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6号)又は統計法、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第4号において「暴力団員等」という。)
 - (3) 法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものであって、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等とその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用しておそれのある者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、調査票情報を利用して不適切な行為をしたことがあるか又は関係法令の規定に反した等の理由により調査票情報を提供することが不適切であると実施機関が認めた者
- 4 実施機関は、第2項の規定により調査票情報を提供したときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- (1) 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
 - (2) 提供した調査票情報に係る県統計調査の名称
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 5 第2項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した実施機関に提出しなければならない。
- 6 実施機関は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- (1) 第4項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 第11条中「前条」を「前条第1項又は第2項」に改める。
第12条第1項中「第10条」を「第10条第1項又は第2項」に改め、同条第2項中「第10条」を「第10条第1項若しくは第2項」に、「同条の規定により調査票情報の提供を受けた」を「当該」に改める。
第16条中「、自己」を「自己」に改める。
第17条第1号中「者の」を「個人又は法人その他の団体の」に改める。
第18条第1号中「者」を「個人又は法人その他の団体(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為を

した者)」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第93号

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

神奈川県行政機関設置条例（昭和31年神奈川県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表神奈川県中央児童相談所の項中「、大和市」を削り、同表神奈川県厚木児童相談所の項中「、綾瀬市」を削り、同表に次のように加える。

神奈川県大和綾瀬 地域児童相談所	藤沢市亀井野3,119番 地	大和市、綾瀬市
---------------------	-------------------	---------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第94号

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表11の項中「家畜人工授精師免許証再交付手数料」を「家畜人工授精師免許証再交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第95号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表38の項及び39の項を削り、同表40の項中「家畜改良増殖法」の次に「(昭和25年法律第209号)」を加え、同項を同表38の項とし、同表中41の項を39の項とし、42の項を40の項とし、同項の次に次のように加える。

41 家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付	種畜証明書書換え交付手数料	760円
42 家畜改良増殖法施行令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付	種畜証明書再交付手数料	760円

別表の4 環境農政局関係の表43の項中「家畜改良増殖法第32条」を「家畜改良増殖法施行令第9条」に改め、同表44の項中「家畜改良増殖法第32条」を「家畜改良増殖法施行令第10条第1項」に改め、同項を同表43の2の項とし、同項の次に次のように加える。

43の3 家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第38条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の書換え交付	家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料	1,700円
44 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項の規定に基づく家畜人工授精所開設許可証の再交付	家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1,700円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年1月1日から施行する。（経過措置）
- 改正後の別表の4 環境農政局関係の表43の3の項及び44の項の規定は、この条例の施行の日以後に申請書を受理したのから適用する。

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第96号

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	単位	金額			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱	1本	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円

第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	
その他の柱類		210円	170円	140円	130円	
共架電線	共架する電柱1本	1,660円	1,320円	1,090円	1,020円	
看板	表示面積1平方メートル	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円	
標識	1本	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル	89円	70円	59円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190円	150円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	200円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380円	300円	250円	230円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	310円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	590円	540円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,270円	1,010円	840円	780円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,540円	2,010円	1,680円	1,550円
	外径が2メートル以上のもの		5,090円	4,030円	3,350円	3,110円

別表の備考1中「、綾瀬市及び高座郡寒川町」を「及び綾瀬市」に改め、同表の備考2中「、三浦市」及び「、南足柄市」を削り、「三浦郡葉山町」の次に「、高座郡寒川町」を加え、同表の備考3中「とは」の次に「、三浦市、南足柄市」を加え、同表の備考に次のように加える。

5 「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

6 「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

7 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

8 「表示面積」とは、看板の表示部分の正面面積をいう。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料（改正前の別表電柱の項に規定する本柱に係るものに限る。）で使用の許可の期間がこの条例の施行の日（以

(1) 次の表の区分の欄に掲げる物件を設置するための占有

下「施行日」という。）前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものについては、令和4年3月31日までの間、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- この条例の施行の際現に使用の許可を受けている行政財産の使用に係る使用料（前項に規定する使用料を除く。）で次に掲げるものについては、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- この条例の施行の際現に施行日以後の期間に係る使用料を納入しているものの当該納入している期間に係る使用料
- 使用の許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものの施行日から使用開始日（最初に使用することができる日をいう。）に相当する令和3年4月中の日の前日までの期間に係る使用料（前号に掲げる使用料を除く。）

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第97号

神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「1箇月をこえる」を「1月を超える」に改める。

別表第2の1 利用料の表停係泊料の項宮川特別泊地の項中「1箇年」を「1年」に改める。

別表第2の2 占用料の表を次のように改める。

区分		単位	漁港名	
			三崎漁港	小田原漁港
第一種電柱		1本1年	1,560円	1,880円
第二種電柱			2,400円	2,890円
第三種電柱			3,240円	3,890円
第一種電話柱			1,400円	1,680円
第二種電話柱			2,230円	2,690円
第三種電話柱			3,070円	3,690円
その他の柱類			140円	170円
看板		表示面積1平方メートル1年	1,510円	4,730円
標識		1本1年	2,230円	2,690円
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	59円	70円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		84円	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円	200円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円	300円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		340円	400円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		590円	700円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		840円	1,010円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		1,680円	2,010円
	外径が2メートル以上のもの		3,350円	4,030円
線類	上空に設けるもの		14円	17円
	地下に設けるもの		8円	10円

別表第2の2 占用料(1)の表の次に次の1表を加える。

(2) (1)以外の目的のための占有

占有期間が1月以上のもの	当該土地の価額× $\frac{3}{100}$ × $\frac{\text{当該土地のうち占有される部分の面積}}{\text{当該土地の面積}}$ × $\frac{\text{占有日数}}{365}$ の算式により算定した額
占有期間が1月未満のもの	当該土地の価額× $\frac{3}{100}$ × $\frac{\text{当該土地のうち占有される部分の面積}}{\text{当該土地の面積}}$ × $\frac{\text{占有日数}}{365}$ ×消費税率等に1を加えた率の算式により算定した額

別表第2の備考3中「1箇月」を「1月」に改め、同表の備考6中「1箇年」を「1年」に、「1箇月」を「1月」に改め、同表中備考10を備考12とし、同表の備考9中「1箇月」を「1月」に改め、同表中備考9を備考11とし、同表の備考8中「1箇年」を「1年」に、「1箇月」を「1月」に改め、同表中備考8を備考10とし、備考7の次に次のように加える。

8 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

9 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

別表第3の1 土砂採取料の表中「採取量1立方メートルにつき300円」を「採取量1立方メートルごとに300円として算定した額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額」に改める。

別表第3の2 占用料の表を次のように改める。

区分	単位	漁港名	
		三崎漁港	小田原漁港

通路、作業場、材料置場その他原状のまま使用するもの		230円	250円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)	占用面積1平方メートル1年	520円	550円	
住宅、事務所及び工場		900円	970円	
海水浴施設、売店、休憩所及びバンガロー		2,760円	3,000円	
係船浮標、係船くい、信号浮標及び信号柱	1基1年	670円	700円	
第一種電柱	1本1年	1,560円	1,880円	
第二種電柱		2,400円	2,890円	
第三種電柱		3,240円	3,890円	
第一種電話柱		1,400円	1,680円	
第二種電話柱		2,230円	2,690円	
第三種電話柱		3,070円	3,690円	
その他の柱類		140円	170円	
鉄塔		占用面積1平方メートル1年	1,400円	1,490円
看板	表示面積1平方メートル1年	1,510円	4,730円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	59円	70円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		84円	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円	150円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円	200円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円	300円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		340円	400円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		590円	700円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		840円	1,010円
外径が1メートル以上2メートル未満のもの	1,680円	2,010円		
外径が2メートル以上のもの	3,350円	4,030円		
線類	上空に設けるもの	14円	17円	
	地下に設けるもの	8円	10円	

別表第3中備考5を備考7とし、同表の備考4中「2及び3」を「4及び5」に、「1箇月」を「1月」に改め、同表中備考4を備考6とし、同表の備考3中「1箇月」を「1月」に改め、同表中備考3を備考5とし、同表の備考2中「1箇年」を「1年」に、「1箇月」を「1月」に改め、同表中備考2を備考4とし、備考1の次に次のように加える。

- 2 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3の1 土砂採取料の表の改正規定及び附則第3項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2及び別表第3(同表1 土砂採取料の表を除く。)の規定は、神奈川県漁港管理条例又は漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の規定による占用の許可に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に漁港漁場整備法第39条第1項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第3の1 土砂採取料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第98号

神奈川県条例第99号

**神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する
条例**

**食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例
の一部を改正する条例**

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「部位（）」の次に「以下この条及び」を加え、同条第3号中「第4条の」を「ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められる者として第4条の」に改め、同条第4号中「ふぐの処理をすることができる」を「ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する」に、「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「第35条第15号」を「第35条第5号」に改める。

第1条中「第51条」を「第54条」に改める。

第2条本文を次のように改める。

第3条に次のただし書を加える。

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する施設基準は別表第1、同条各号に掲げる営業ごとの施設基準は別表第2、食品衛生法（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあっては別表第1及び別表第2に加え、別表第3のとおりとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第3条第1項中「次に掲げる営業」を「食品販売業（法第4条第7項に規定する営業を除く。）」に改め、同項各号を削る。

(1) 第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）において、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合

第4条を削る。

(2) ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合

第5条第1項中「別表第2の左欄」を「別表第4の手数料徴収に係る事務の欄」に、「中欄」を「手数料の名称の欄」に、「右欄」を「金額（新規）の欄」に改め、同条第2項中「別表第2の左欄」を「別表第4の手数料徴収に係る事務の欄」に、「37の項まで」を「35の項まで」に、「右欄に掲げる額の半額」を「金額（継続）の欄に掲げる額」に改め、同条第3項中「第1項」を「前2項」に、「別表第2の左欄」を「別表第4の手数料徴収に係る事務の欄」に、「37の項まで」を「35の項まで」に、「右欄」を「金額（新規）の欄」に改め、同条を第4条とする。

第11条の前の見出し中「禁止事項」の次に「等」を加え、同条中「第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）」を「認証施設」に改め、同条に次のただし書を加える。

第6条中「及び第4条」を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

ただし、第3条第1項第2号に掲げる場合は、この限りでない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第13条中「又はふぐ包丁師」及び「又は免許証」を削り、「他人に」の次に「譲渡し、又は」を加え、同条に次の1項を加える。

別表第1（第2条関係）

2 ふぐ包丁師は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

第16条の見出しを「(届出済書の書換え等)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業員の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

第23条第1項第2号中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同条第2項第3号中「まで」の次に「(同条第1項を除く。)」を加える。

3 施設の構造及び設備

附 則

(施行期日)

(1) じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表97の項(6)を削り、同項(7)中「第16条第2項」を「第16条」に改め、同項中(7)を(6)とし、(8)から(13)までを1ずつ繰り上げ、同項(14)中「(13)まで」を「(12)まで」に改め、同項中(14)を(13)とする。

食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

有すること。

- (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
- (3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
- (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であり、内壁は床面から容易に汚染される高さまで不浸透性材料で腰張りされていること。
- (5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
- (6) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。
- (7) 法第13条第1項の規定により別に定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあっては(6)の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあっては(6)の適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
- (8) 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
- (9) 排水設備は次の要件を満たすこと。
ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
イ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
ウ 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
- (10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第13条第1項により別に定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。
- (11) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。
- (12) 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有す

ること。

- ア 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
イ 専用の流水式手洗い設備を有すること。
- (13) 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。
- (14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- (15) 製品を包装する営業にあっては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。
- (16) 更衣場所は、従業者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。
- (17) 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
- (18) 添加物を使用する施設にあっては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

4 機械器具

- (1) 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。
- (2) 作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。
- (3) 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- (4) 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあっては、分解及び清掃ししやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。
- (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあっては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
- (6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
- (7) 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従業者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

5 その他

- (1) 飲食店営業にあっては、3の項(5)の基準を適用しない。
- (2) 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛り、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第2の1の項(1)において同じ。）をする場合にあっては、(1)の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。

- ア 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。
- イ 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。
- ウ 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。
- エ 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造である場合は、区画されていることを要しないこととすることができる。
- (3) 飲食店営業及び菓子製造業のうち、自動車において調理又は製造をする場合にあつては、3の項(4)、(9)、(12)及び(16)の基準を適用しない。
- (4) 魚介類販売業のうち、自動車において行う営業にあつては、3の項(12)、(13)及び(16)の基準を適用しない。
- (5) 食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、3の項(12)、(13)及び(16)並びに4の項(5)の基準を適用しない。
- (6) 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、1の項から4の項までに掲げるものに加え、次の要件を満たすこと。
- ア 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- エ 製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
- (7) 密封包装食品製造業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあつては、1の項から4の項までに掲げるものに加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。
- ア 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- イ 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- ウ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第2 (第2条関係)

1 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、1日の営業において約40リット

ルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

2 調理の機能を有する自動販売機(屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。)により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

- (1) ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りでない。

(2) 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。

3 食肉販売業

- (1) 処理室を有すること。
- (2) 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

(4) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

4 魚介類販売業

(1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。

(3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあつては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

(4) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 必要に応じて浄化設備を有すること。

イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

(5) 自動車において行う営業にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 1日の営業において18リットル以上の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。ただし、自動車において魚介類を身おろし又は切り身に

調理する場合は、200リットル以上の貯水設備とする。
イ 自動車において魚介類を身おろし又は切り身に調理する場合は、食品等の流水式洗浄設備及び処理台が設けられていること。

5 魚介類売り営業

- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- (2) 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

6 集乳業

- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

7 乳処理業

- (1) 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては貯蔵及び受入検査をする室又は場所を、検査を外部委託する施設にあっては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
- (4) 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

8 特別牛乳搾取処理業

- (1) 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあっては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- (3) 製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

9 食肉処理業

- (1) 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するため

の容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。
- (4) 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (5) 生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちょう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

イ 剥皮をする場所は、懸ちょう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。

ウ 懸ちょう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

エ 洗浄消毒設備は、摂氏60度以上の温湯及び摂氏83度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。

- (6) 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

イ 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17第4号イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあっては、成獣1頭当たり約100リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。

ウ 廃水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

エ 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じんあい等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

- (7) 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を

洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は作業区分に応じて区画されていること。

イ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

ウ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

10 食品の放射線照射業

- (1) 専用の照射室を有すること。
- (2) 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。
- (3) 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

11 菓子製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。
- (5) 自動車において製造する場合にあっては、1の項の要件を満たすこと。

12 アイスクリーム類製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

13 乳製品製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離するための設備を有すること。

14 清涼飲料水製造業

- (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあって

は、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

15 食肉製品製造業

- (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、くん煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

16 水産製品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍するための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、くん煙、ばい焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。
- (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。
- (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。
- (6) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - イ かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - ウ かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

17 氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

18 液卵製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏8度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が摂氏零下15度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

19 食用油脂製造業

- (1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあって

は、作業区分に応じて区画されていること。

- (2) 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。
- (3) マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

20 みそ又はしょうゆ製造業

- (1) 製麴^{きく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。
- (2) しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。
- (3) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

21 酒類製造業

- (1) 製造する品目に応じて、製麴^{きく}をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成(蒸留及び圧搾を含む。)をし、並びに製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。
- (3) 製造する品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴^{きく}、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

22 豆腐製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。
- (3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。
- (4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。

23 納豆製造業

- (1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な

設備を有すること。

24 麺類製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、ゆで、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

25 そうざい製造業及び複合型そうざい製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。

26 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 製品が摂氏零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

27 漬物製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
- (3) 浅漬を製造する場合にあつては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。

28 密封包装食品製造業

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有

すること。

29 食品の小分け業

- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

30 添加物製造業

- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあつては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- (3) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第13条第1項の基準及び規格に適合する場合は、この限りでない。

別表第2の次に次の2表を加える。

別表第3 (第2条関係)

- 1 飲食店営業、食肉販売業、食肉処理業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
 - (2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
 - (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
 - (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏4度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - (5) 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
- 2 飲食店営業、魚介類販売業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
 - (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
 - (3) ふぐを凍結する場合にあつては、ふぐを摂氏零下18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

別表第4 (第4条関係)

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額(新規)	金額(継続)
1 法第26条第1項の規定に基づく製品検査	製品検査手数料	(1) 簡易な検査 1万7,750円 (2) 複雑な検査 3万2,780円 (3) 特に複雑な検査 4万5,100円	
2 法第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	15万900円	
3 法第48条第6項第4号の規定に基づく食品衛生管理者の講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会登録申請手数料	9万200円	
4 法第55条第1項の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	1万6,000円	1万2,000円
5 法第55条第1項の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機営業許可申請手数料	9,600円	7,200円
6 法第55条第1項の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	9,600円	7,200円
7 法第55条第1項の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	9,600円	7,200円
8 法第55条第1項の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
9 法第55条第1項の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	9,600円	7,200円
10 法第55条第1項の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円

11	法第55条第1項の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
12	法第55条第1項の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
13	法第55条第1項の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
14	法第55条第1項の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
15	法第55条第1項の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
16	法第55条第1項の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
17	法第55条第1項の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
18	法第55条第1項の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
19	法第55条第1項の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査	水産製品製造業許可申請手数料	1万6,000円	1万2,000円
20	法第55条第1項の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
21	法第55条第1項の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査	液卵製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
22	法第55条第1項の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	食用油脂製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
23	法第55条第1項の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	1万6,000円	1万2,000円
24	法第55条第1項の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	1万6,000円	1万2,000円
25	法第55条第1項の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
26	法第55条第1項の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
27	法第55条第1項の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
28	法第55条第1項の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
29	法第55条第1項の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
30	法第55条第1項の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	冷凍食品製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
31	法第55条第1項の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
32	法第55条第1項の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
33	法第55条第1項の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円
34	法第55条第1項の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業許可申請手数料	1万4,000円	1万500円
35	法第55条第1項の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	2万1,000円	1万5,750円

第2条 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「その他食品衛生」を「及び同法に規定する事務に係る手数料」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条を削り、第6条を第4条とする。

別表第1の5の項(2)中「別表第2の1の項(1)」を「別表第2の1の項(1)ア」に改め、同項中(7)を(8)とし、(4)から(6)までを1ずつ繰り下げ、(3)の次に次のように加える。

(4) 飲食店営業のうち、臨時的な行事に付随して仮設の店舗

において簡易な調理をする場合にあっては、1の項から4の項までの基準は適用しない。

別表第2の1の項を次のように改める。

1 飲食店営業

(1) 自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

イ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営

業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

ウ 比較的大量の水を要する営業にあつては、1日の営業において約200リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

(2) 臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 屋台型臨時営業（現地で加熱調理する食品又は調理工程が単純な食品を1品目提供する営業をいう。別表第4の4の項において同じ。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 屋根及び側壁を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、使用しない場合には衛生的に保管できる構造の施設であること。

(イ) 水栓及び蓋の付いた容量18リットル以上の飲用に適する水を供給する容器を備えること。

(ロ) 器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。

(ハ) 十分な容量の廃水容器を備えること。

(ニ) 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備を必要に応じて有すること。

(ホ) 廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に保管するための蓋の付いた容器を備えること。

(ヘ) 食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えること。

イ 簡易固定型臨時営業（非加熱の食肉、魚介類及び鶏卵、生クリーム並びにソフトクリーム以外の食品を1品目又は複数品目提供する営業をいう。）は、次に掲げる要件を満たすこと。

(ア) 施設は屋根、内壁及び床を有し、清掃しやすく、全ての設備を収容することができるものであり、かつ、耐水性及び耐久性を有し、じんあい、昆虫等の侵入を防止できる構造であること。

(イ) 施設内は、取り扱う食品の品目及び取扱量に応じた、十分な広さを有すること。

(ロ) 施設内は、十分な明るさを有する構造であること。

(ハ) 施設には、取り扱う食品に応じ40リットル以上又は80リットル以上の飲用に適する水を供給する給水タンク及びそれと同等の容量の廃水タンクを備えること。

(ニ) 施設内には、作業に適した十分な大きさの流水式洗浄設備及び従事者専用の流水式手洗い設備を使用に適した位置に設けること。また、手指を消毒するため、消毒剤を備えること。

(ホ) 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵設備を必要に応じて有すること。

(ヘ) 廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に保管するための蓋の付いた容器を備えること。

(ト) 食品、器具、容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えるとともに、必要に応じて洗浄消毒が可能な器具等を備えること。

(ケ) 営業に必要な電力が供給される構造又は電源装置を食品衛生上支障ない箇所に備えること。ただし、営業に当たって電力を要しない場合はこの限りでない。

別表第2の11の項(5)中「1の項」を「1の項(1)」に改める。

別表第4中「(第4条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同表4の項中

1万6,000円	1万2,000円	を
(1) 屋台型臨時営業 4,000円 (2) (1)以外の営業 1万6,000円		
(1) 屋台型臨時営業 3,000円 (2) (1)以外の営業 1万2,000円		に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて営業している者が、この条例の施行の日以後最初に食品衛生法第55条第1項の規定による当該営業と同種の許可を受けようとする場合の第1条の規定による改正後の食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項又は第2条の規定による改正後の食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（以下「第2条新条例」という。）第3条第1項の適用については、新条例第4条第1項及び第2条新条例第3条第1項中「金額（新規）の欄」とあるのは、「金額（継続）の欄」とする。

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第100号

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例（平成21年神奈川県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条から第17条までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に着手された食品等（神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第2条第3号に規定する食品等をいう。）の自主的な回収に係る改正前の第

14条第1項及び第3項の規定による報告並びに同条第5項の規定による公表については、なお従前の例による。

3 施行日前に受けた関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による許可及び同法第73条第1項の規定による承認に係る改正前の第15条第1項の規定による届出については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる届出に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表112の項を次のように改める。

112 削除	
--------	--

(事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第14

条第1項及び第3項に規定する報告、同条第5項に規定する公表並びに第15条第1項に規定する届出に係る事務については、前項の規定による改正前の事務処理の特例に関する条例別表112の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第101号

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例（平成11年神奈川県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	単位	使用料				
		所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	使用面積1平方メートル1年	300円	250円	230円	230円	
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)		680円	550円	520円	500円	
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	
鉄塔	使用面積1平方メートル1年	1,840円	1,490円	1,400円	1,370円	
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	21円	17円	14円	13円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円	130円	120円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円	170円	160円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	380円	300円	250円	230円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	510円	400円	340円	310円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	890円	700円	590円	540円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,270円	1,010円	840円	780円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,540円	2,010円	1,680円	1,550円
外径が2メートル以上のもの	5,090円	4,030円	3,350円	3,110円		
看板	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円	

農耕地、牧草地等		使用面積 1 平方メートル 1 年	14円	11円	10円	10円
土石の採取	たんぼ 田圃砂利の採取	採取量 1 立方メートル	230円			
	山砂利の採取		260円			
	その他の土石の採取		460円			

別表の備考 1(1)中「綾瀬市及び高座郡寒川町」を「及び綾瀬市」に改め、同表の備考 1(2)中「三浦市」及び「南足柄市」を削り、「三浦郡葉山町」の次に「高座郡寒川町」を加え、同表の備考 1(3)中「足柄上郡中井町」を「三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 12 月 25 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第 102 号

神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

神奈川県都市公園条例（昭和 32 年神奈川県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 都市公園の占用許可による使用料の表中表の部分を次のように改める。

占用物件	単位	使用料				
		所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
第一種電柱	1 本 1 年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	
鉄塔	占用面積 1 平方メートル 1 年	3,670円	2,780円	2,220円	2,010円	
その他の柱類	1 本 1 年	210円	170円	140円	130円	
共架電線その他上空に設ける線類（特別高圧架空電線を除く。）	長さ 1 メートル 1 年	21円	17円	14円	13円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	
特別高圧架空電線	占用面積 1 平方メートル 1 年	使用電圧が 7 千ボルトを超え、17 万ボルト未満のもの	1,110円	840円	670円	610円
		使用電圧が 17 万ボルト以上のもの	1,840円	1,400円	1,120円	1,010円
公衆電話所	1 個 1 年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1,780円	1,410円	1,170円	1,090円	
管類	長さ 1 メートル 1 年	外径が 0.07 メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円
		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	130円	100円	84円	78円
		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの	190円	150円	130円	120円
		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの	250円	200円	170円	160円
		外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの	380円	300円	250円	230円
		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの	510円	400円	340円	310円
		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの	890円	700円	590円	540円
		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの	1,270円	1,010円	840円	780円
		外径が 1 メートル以上 2 メートル未満のもの	2,540円	2,010円	1,680円	1,550円
		外径が 2 メートル以上のもの	5,090円	4,030円	3,350円	3,110円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年	4,010円	2,360円	750円	520円	
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽等で地下に設けるもの		2,400円	1,420円	450円	310円	

標識	1本1年	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円
その他のもの	占用面積1平方メートル1日	36円	27円	22円	20円

別表第2の備考3(2)中「三浦市」を削り、同表の備考3(3)中「足柄下郡箱根町」を「三浦市及び足柄下郡箱根町」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第103号

神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正)

第1条 神奈川県道路占用料徴収条例(昭和28年神奈川県条例第19号)の一部を次のように改正する。

題名中「道路占用料」の次に「等」を加える。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)の規定に基づく道路の占用又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)の規定に基づく電線共同溝の占用に係る占用料及び道路法の規定に基づく自動車専用道路との連結に係る連結料に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「法」を「道路法(以下「法」という。)」に、「又は第3項」を「若しくは第3項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。)」に、「した占用の」を「し、又は法第48条の50の規定により協議が成立した占用の」に、「電線共同溝整備法」を「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に、「この項、次項、次条第1項、第4条第1項及び別表備考9において同じ」を「単に「占用の期間」という」に改め、同条第2項中「規定にかかわらず」を「場合において」に改め、「許可をした」を削り、「前項」を「同項」に、「前項ただし書の場合」を「同項ただし書に規定する場合」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に、「第1項ただし書」を「同項ただし書」に改め、「又は各年度ごとの額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、算出した占用料の額(第1項ただし書に規定する場合にあつては、各年度ごとの額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額)が100円に満たないときは、その額を100円とする。

第3条の見出しを「(占用料の徴収方法)」に改め、同条第1項を次のように改める。

占用料は、占用の期間に係る分を一括して徴収するものとする。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、毎年度、当該年度分の占用料を徴収するものとする。第3条第2項中「前項の」を削り、同項ただし書中「第71条

第2項」の次に「(法第91条第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「取消し」を「許可の取消し」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、占用料が特に多額であるときその他やむを得ない理由により占用料を一時に納付することが困難であると認めるときは、当該年度内で3回以内に分割して徴収することができる。

第4条を次のように改める。

(占用料の額の最低額の下限の額)

第4条 法第39条の2第5項に規定する条例で定める額は、別表占用料の欄に定める金額に、同条第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、次条各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定めることができる。

第5条中「道路占用者の申請により」を削る。

第6条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「知事が」を「規則で」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(連結料の額の基準)

第6条 法第48条の7第1項の規定による連結料の額の基準は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる額の合計額の範囲内であること。

- ア 当該自動車専用道路と連結する法第48条の4第2号に掲げる施設(以下この条において「連結利便施設等」という。)の用に供する土地又は当該自動車専用道路と連結する同条第3号に掲げる施設(以下この条において「連結通路等」という。)及び当該連結通路等によつて自動車専用道路と連絡する同条第2号に掲げる施設(以下この条において「連絡施設」という。)の用に供する土地と当該連結利便施設等又は連結通路等が自動車専用道路に連結しないものとした場合のこれらの土地との規則で定めるところにより算定した地代の差額に相当する額
- イ 当該連結利便施設等又は連結通路等と連結することにより追加的に必要を生じた当該自動車専用道路の管理に要する費用の額

(2) 前号イに掲げる額を下回らないこと。

(3) 連結利便施設等又は連絡施設の規模、用途その他の状況に応じて公正妥当なものであること。

(連結料の徴収方法)

第7条 連結料は、毎年度、当該年度分を一括して徴収する。

2 連結料で既に徴収したものは、還付しない。ただし、知事が法第71条第2項の規定により連結許可を取り消した場合に

において、既に徴収した連結料の額が当該連結許可の日から当該連結許可の取消しの日までの期間につき算出した連結料の

額を超えるときは、その超える額の連結料は、還付する。別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第2条、第4条関係)

占有物件		単位	占有料			
			所在地			
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円
	第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円
	第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円
	第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円
	第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円
	第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円
	その他の柱類		210円	170円	140円	130円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	21円	17円	14円	13円
	地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円
	路上に設ける変圧器	1個1年	2,080円	1,640円	1,370円	1,270円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートル1年	1,270円	1,010円	840円	780円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,780円	1,410円	1,170円	1,090円
	広告塔	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円
その他のもの	占有面積1平方メートル1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	89円	70円	59円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190円	150円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	200円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380円	300円	250円	230円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	310円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	590円	540円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,270円	1,010円	840円	780円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,540円	2,010円	1,680円	1,550円
外径が2メートル以上のもの	5,090円	4,030円	3,350円	3,110円		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		4,240円	3,360円	2,790円	2,590円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		190円	180円	160円	160円
	その他のもの		390円	280円	160円	160円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A×0.005			
		階数が2のもの	A×0.008			
		階数が3以上のもの	A×0.01			
	上空に設ける通路		4,010円	2,360円	750円	520円
	地下に設ける通路		2,400円	1,420円	450円	310円
その他のもの		390円	280円	160円	160円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートル1日	80円	47円	15円	10円
	その他のもの	占有面積1平方メートル1月	800円	470円	150円	100円
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月	800円	470円	150円	100円
	その他のもの	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円
	標識	1本1年	3,390円	2,690円	2,230円	2,070円

政令第7条第1号に掲げる物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日	80円	47円	15円	10円
		その他のもの	1本1月	800円	470円	150円	100円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日	80円	47円	15円	10円
		その他のもの	その面積1平方メートル1月	800円	470円	150円	100円
アーチ	車道を横断するもの	1基1月	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円	
	その他のもの		4,010円	2,360円	750円	520円	
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートル1年	4,240円	3,360円	2,790円	2,590円
政令第7条第3号に掲げる施設			A×0.033				
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートル1月	800円	470円	150円	100円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1月	420円	340円	280円	260円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		A×0.011	A×0.014	A×0.016	A×0.019	
	上空に設けるもの		A×0.023				
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	A×0.005				
		階数が2のもの	A×0.008				
	階数が3以上のもの		A×0.01				
その他のもの		A×0.033					
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		A×0.011	A×0.014	A×0.016	A×0.019	
	その他のもの		A×0.008	A×0.01	A×0.012	A×0.013	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A×0.023				
	その他のもの		A×0.008	A×0.01	A×0.012	A×0.013	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A×0.011	A×0.014	A×0.016	A×0.019	
	上空に設けるもの		A×0.023				
	その他のもの		A×0.033				
政令第7条第12号に掲げる器具			A×0.033				
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		A×0.011	A×0.014	A×0.016	A×0.019	
	上空に設けるもの		A×0.023				
	その他のもの		A×0.033				

別表の備考2(1)中「綾瀬市及び高座郡寒川町」を「及び綾瀬市」に改め、同表の備考2(2)中「三浦市」及び「南足柄市」を削り、「三浦郡葉山町」の次に「高座郡寒川町」を加え、同表の備考2(3)中「足柄上郡中井町」を「三浦市、南足柄市、足柄上郡中井町」に改める。

(神奈川県道路占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第48条の50」を「第48条の64」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)の規定による道路の占用の許可又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)の規定による電線共同溝の占

用の許可(当該許可の期間がこの条例の施行の日前に開始し、かつ、同日以後に終了するものに限り、引き続き2年以上にわたるものを除く。)を受けている者の当該許可の期間のうち、同日以後の期間に係る占用料については、第1条の規定による改正後の神奈川県道路占用料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第104号

神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県流水占用料等徴収条例(平成11年神奈川県条例第44号)

の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

区分	単位	土地占用料又は廃川敷地使用料				
		所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの及びゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設	占有面積1平方メートル	300円	250円	230円	230円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物(ゴルフ場、自動車練習場その他これらに類する施設及び次の各項に掲げるものを除く。)	1年	680円	550円	520円	500円	
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	1,450円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	2,230円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	3,000円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	1,290円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	2,070円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	2,850円	
鉄塔	占有面積1平方メートル	1,840円	1,490円	1,400円	1,370円	
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	130円	
共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	13円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	8円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	89円	70円	59円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円	84円	78円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		190円	150円	130円	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250円	200円	170円	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380円	300円	250円	230円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		510円	400円	340円	310円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	590円	540円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,270円	1,010円	840円	780円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,540円	2,010円	1,680円	1,550円
外径が2メートル以上のもの	5,090円	4,030円	3,350円	3,110円		
柵類		880円	720円	680円	660円	
看板	表示面積1平方メートル	8,010円	4,730円	1,510円	1,040円	
運動場、競技場、遊園地その他これらに類する施設	占有面積1平方メートル	150円	120円	110円	110円	
農耕地、牧草地等	1年	14円	11円	10円	10円	

別表第2の備考1(1)中「、高座郡寒川町」を削り、同表の備考1(2)中「、南足柄市」を削り、「三浦郡葉山町」の次に「、高座郡寒川町」を加え、同表の備考1(3)中「足柄上郡中井町」を「南足柄市、足柄上郡中井町」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第105号

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号に次のように加える。

オ 港湾管理事務所

第22条第1項第3号中「及び第2号カ」を「、第2号カ及び第4号オ」に改める。

別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(1) 会議室等利用料の表に次のように加える。

真鶴港	港湾管理事務所	会議室	1時間につき 280円	
-----	---------	-----	----------------	--

別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(2) シャワー室利用料の表に次のように加える。

真鶴港	港湾管理事務所	シャワー設備	1回	220円
-----	---------	--------	----	------

別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区分	単位	専用利用料		
		港湾名		
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港	
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	
その他の柱類		210円	170円	
共架電線その他上空に設ける線類		240円	170円	
地下に設ける電線その他の線類	120円	89円		
管類	長さ1メートル1年	外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	380円	300円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	510円	400円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	890円	700円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,270円	1,010円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,540円	2,010円
柵類		1,430円	990円	
看板	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	

別表第2中表の部分の部分を次のように改める。

区分	単位	占用料等		
		港湾名		
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル1年	300円	250円	
倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物(次の各項に掲げるものを除く。)		680円	550円	
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,840円	1,490円	
その他の柱類	1本1年	210円	170円	
共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	
管類	長さ1メートル1年	外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	380円	300円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	510円	400円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		890円	700円	

外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,270円	1,010円
外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,540円	2,010円
外径が2メートル以上のもの		5,090円	4,030円
柵類		880円	720円
係船浮標、係船くい及び信号標	1基1年	870円	700円
看板	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円
海水浴施設、売店及びバンガロー	占有面積1平方メートル1月	300円	250円
土砂の採取	採取量1立方メートル		300円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第4号、第22条第1項第3号及び別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料の表の改正規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第106号

神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

神奈川県海岸占用料等徴収条例（平成11年神奈川県条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	単位	占用料等			
		所在地			
		第一級地	第二級地	第三級地	
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占有面積1平方メートル1年	300円	250円	230円	
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他の施設又は工作物（次の各項に掲げるものを除く。）		680円	550円	520円	
第一種電柱	1本1年	2,370円	1,880円	1,560円	
第二種電柱		3,650円	2,890円	2,400円	
第三種電柱		4,920円	3,890円	3,240円	
第一種電話柱		2,120円	1,680円	1,400円	
第二種電話柱		3,390円	2,690円	2,230円	
第三種電話柱		4,660円	3,690円	3,070円	
鉄塔	占有面積1平方メートル1年	1,840円	1,490円	1,400円	
その他の柱類	1本1年	210円	170円	140円	
共架電線その他上空に設ける線類		21円	17円	14円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	8円	
管類	長さ1メートル1年	外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円	84円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	190円	150円	130円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	250円	200円	170円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	380円	300円	250円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	510円	400円	340円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	890円	700円	590円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,270円	1,010円	840円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,540円	2,010円	1,680円
		外径が2メートル以上のもの	5,090円	4,030円	3,350円
柵類		880円	720円	680円	
看板	表示面積1平方メートル1年	8,010円	4,730円	1,510円	
海水浴施設、売店及びバンガロー	占有面積1平方メートル1月	300円	250円	230円	
砂				260円	
	砂利（径が6センチメートル以下のものをいう。）			300円	

土石の採取	栗石（径が6センチメートルを超え15センチメートル以下のものをいう。）	採取量1立方メートル	360円
	玉石（径が15センチメートルを超え30センチメートル以下のものをいう。）		460円
	転石（径が30センチメートルを超えるものをいう。）		530円
	混合土石		300円

別表の備考1(2)中「、三浦市」を削り、同表の備考1(3)中「足柄下郡湯河原町」を「三浦市及び足柄下郡湯河原町」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第107号

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条後段中「あつては、」の次に「それぞれ」を、「規定する」の次に「第三級地又は」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第102号

神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（平成21年神奈川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

神奈川県有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第103号

神奈川県有財産規則の一部を改正する規則

神奈川県有財産規則（昭和59年神奈川県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「電柱」の次に「、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）、その他の柱類、共架電線（電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第1の1の項7中「電柱、」を「電柱、電話柱、その他の柱類、共架電線、」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

企業管理規程

神奈川県企業管理規程第26号

神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月25日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 長谷川 幹 男

神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規程の一部を改正する規程

神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式を定める規程（平成21年神奈川県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「者に対し」を「個人又は法人その他の団体に対し」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。